

鏡石町議会3月定例会

鏡石町議会3月定例会は3月7日(火)から3月17日(木)までの会期で行われる予定でしたが、3月11日(金)の予算特別委員会の開催中、震災が発生しました。そのため、会期を3月29日(火)まで延長し平成23年度予算案などを議決しました。

非常態勢下での3月定例会

3月定例会では平成23年度予算案など25議案、報告1件、諮問1件が提出されています。

3月29日(火)の本会議では、地震により議場が使用できない状態のため、議会議室で行われる非常態勢で開催されました。



▲地震により吊り天井が落下し大破した議場

	改正前	改正後
議長	296,100円	148,050円
副議長	243,900円	121,950円
議員	225,900円	112,950円

議会では、予定されていた議案のほかに、議員から緊急提案された、町議会議員の報酬を4月からの残任期間中、5割減額する議案についても、全会一致で可決されました。これは、議員の報酬等を減額し、その経費を今回の震災で甚大な被害を受けている町の復興資金に充ててほしいとの趣旨で提案されたものです。

平成23年度予算案

平成23年度予算案については、当初、一般会計総額43億5千万円で前年比2.1%増となっていました。また各特別会計を含む総



▲非常態勢の下、開会された議会、町と議会が協力し復興にあたる事が確認されました

額については、75億6,951万円で3.1%の減額となりましたが、特別会計の内訳をみると工業団地特別会計が約3億5千万円減額になっているものの介護保険や国民健康保険特別会計の給付系の特別会計は依然として高い伸び率となっています。

しかし、これらの予算案について、新年度当初からの事業の執行に支障が無いように、全会一致で可決されたものの、今回の震災を受け近日中に、復興のための予算に大幅に組み替えられる予定です。歳出の面では、道路や上下

町議会復興対策本部から町へ緊急提言書

鏡石町議会では、一日も早い町の復興をめざして、4月6日(水)に鏡石町議会東日本大震災復興対策本部を立ち上げ、対策会議内でまとめた提言書を4月12日(火)町へ提出しました。

原子力事故対応、被災者支援、農商工業支援など、8項目にわたる提言書を提

水道などのインフラの本格復旧、被災世帯や農業や産業への支援、施設等の復旧など、多額の復興関連の支出が予想されます。そのため、当初で予定していた多くの事業の見直しや延期を含め柔軟に対応し、復興のための財源確保に努める予定です。

一方で、税収の面でも大幅な落ち込みが予想されます。そのため、不足する財源については、国や県に強く要望し、早期に町の復興が図れるように関係機関へ働きかけていきます。

出した今泉議長と根本副議長は、「町で出来ることは早急に対応し、関係機関へ働きかけなければならぬ」ところは、町民の生活を守るために、協力を強く求めたい」と要望しました。遠藤町長は「一刻も早く日常を取り戻せるよう職員一丸となってあたります」と答えていました。

同本部では今後も町民の声を聴き、必要に応じて本部会議を開催したり、町への提言をしたりしていきたいとの事でした。



▲町民の声を盛り込んだ提言書が町長へ手渡されました

町と地域のパイプ役 みなさんの地域の行政区長が決定

新しい各行政区の担当区長が決定しました。行政区長は、町と地域とをつなぐパイプ役として重要な役割を担っていただいています。

委嘱状交付式が4月13日(水)に町役場で行われ、遠藤町長から各行政区長へ委嘱状が交付されました。また、退職された3名の区長へ感謝状が贈呈されました。

式では遠藤町長が「今回の震災では、区長の皆さんには地区住民のために、避難所となった集会所の運営や物資の配給について大変お世話になりました。町もこれから復興へ全力を尽くしていきますので、がんばろう鏡石を合言葉に協力をお願いします」と挨拶しました。

また、町社会福祉協議会正木正秋会長から社会福祉協議会協力推進院などの委嘱状も併せて交付されました。

行政区長協議会の役員が左記の通り選出されました。

- 鏡石区(再) 西牧英二さん
- 高久田区(再) 石井秀雄さん
- 仁井田区(再) 正木 勝さん
- 鏡石2区(再) 面川秀夫さん
- 鏡石3区(再) 有我 忠さん
- 豊郷区(再) 面川節男さん
- 鏡石4区(再) 佐藤範雄さん
- 鏡石1区(再) 面川祐也さん
- さかい区(再) 今泉顕喜さん
- 笠石区(再) 面川平六さん
- 旭町区(新) 高橋孝平さん
- 成田区(新) 根本重郎さん
- 久来石区(新) 大泉湧次さん

行政区長協議会

- 会長 有我 忠(鏡石3区)
- 副会長 面川平六(笠石区)
- 会計 正木 勝(仁井田区)
- 監事 西牧英二(鏡石区) 面川祐也(鏡石1区)

平成23年6月1日より全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務化

住宅用火災警報器の設置はお済みですか?

火災による死亡の原因の約6割が、火災の発生に気づくのが遅れたために、逃げ遅れて亡くなっているとの結果が消防庁の調査でわかっています。

こうした状況のもと、火災から住民の安全を守るため、いち早く火災の発生を知らせてくれる住宅用火災警報器の設置が法律で義務づけられました。設置義務の期限は平成23年6月1日となっています。

皆さんの大切な命と財産を守る警報器です。もしものための火災に備えて期限前に警報器を設置しましょう。

◎問い合わせ先
須賀川消防本部鏡石分署
☎62-4511